

○八女西部広域事務組合管理職等の範囲を定める規則

(昭和 52 年 10 月 1 日 公平委規則第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 52 条第 4 項、第 52 条第 3 項ただし書に規定する八女西部広域事務組合管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 八女西部広域事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、次の職を有するものとする。

(1) 事務局長

第 3 条 管理職員等の職の改廃があったとき、又は管理職員等に相当すると認められる職の新設があったときは、速やかにその旨を公平委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 9 月 1 日から適用する。